

これまでの取組

- ◎ 地域再生法を改正（H28.4.20施行）し、「生涯活躍のまち」事業を制度化した結果、16自治体が「生涯活躍のまち」に係る地域再生計画の認定を受けた。
- ◎ 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金により、「生涯活躍のまち」事業に関する取組をソフト・ハードの両面により支援し、1府3県87市町村の114事業について地方創生推進交付金等を活用している。今年度末には15の自治体で地方創生拠点整備交付金を活用した地域住民が交流を行う拠点施設や移住者向けのお試し居住施設が整備される予定。
- ◎ 関係府省からなる支援チームを立ち上げ、全体会議を3回開催するとともに現地視察を実施し、関係者から状況をヒアリングした。支援チームの対象自治体は当初の7自治体から現在16自治体まで拡大している。
- ◎ 「生涯活躍のまち」の運営・推進を担う人材の研修カリキュラムや事業運営の参考となるビジネスモデル等を盛り込んだマニュアルを作成し公表した（H29.6）。

⇒毎年実施している自治体の意向調査の結果、71の自治体が「生涯活躍のまち」の取組を進めていると回答している（H28.10時点）。

⇒この取組は、各自治体が独自の地域資源等を活用して特色ある計画を策定しており、その取組み方は様々である。住民や関係者等が地域全体で取り組む息の長い取組みであるが、着実に進められている。

今後の取組

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改定版）において掲げたK P I

「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。

KPIを実現するため、以下の取組を進めていく。

- ◎ 公表したマニュアルや事例集等の支援ツールを活用するとともに今後とも情報収集に努め、好事例やノウハウを紹介するなど、人材支援・情報支援を行う。また、交付金による財政支援を行う。
 - ◎ 必要に応じて有識者等の参画も得ながら、全国の自治体において関係者との意見交換等を行い、各地域における取組の特徴、課題等を把握して継続的に支援する。
 - ◎ 意見交換の結果を踏まえ、各地方公共団体の取組を整理・類型化することにより情報の横展開を図ると共に、引き続き関係府省と連携し、支援チームを通じて課題解決を支援することで全国の自治体の取組を支援する。
- ⇒「生涯活躍のまち」に取り組む地方公共団体の取組が一層円滑に進むよう、引き続き強力に支援する。